

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福島県会津坂下町	金上地区(束原)	令和2年11月20日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	82.01 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	71.72 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	7.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.09 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

【現状】 本地区における集落農業の現状は、43戸中20戸が農業経営を行っている地区であり、水稻を作付けしている経営体を中心であるが、他に園芸作物に取り組む経営体、特に花卉に取り組む経営体も複数いるのが特徴である。 現在、地区内には6経営体(うち農業生産法人が1社)の認定農業者がおり、水稻を中心に集積を進めている。そのことから、水田における面積の約57.7%が認定農業者により経営がされており、集落内での集積が進んでいる地域である。 【課題】 ○75歳以上で後継者未定の農業者がおり、農地を今後どうしていくか早急に考える必要がある。 ○集落内の大多数が、今後、農地を貸し出す立場になった場合、気心の知れた地区内の農業経営体をお願いしたいと希望しているため、集落内に農業経営の規模拡大可能な担い手が必要。 ○全体的に当面の間はこれまで通りの農業経営を継続していく意向であるが、60代以上の農業経営体が多く占めることから、万が一、経営継続が困難になった時の対応策。 ○水路等の維持管理について、今後リタイアする農業経営体も増える中、誰がどのように管理していくか。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【集落農業における全体的な方針】

集落内の中心経営体に農地を集積する、集落内完結型の農業を目指す。

【課題解決に向けた取組】

○現時点で5年後、10年後を見据えた場合に、農業経営の継続が難しい経営体の農地については、今回のプランの「1対象地区の現状」④の面積で示すことにより、計画的かつ確実な集積を図る。尚、出し手側の中間管理機構を通した貸し付けを推進し、中心経営体にとっての耕作の効率化を図る。(分散圃場の解消。賃借にかかる事務の一本化。)

○集落内完結型の農業を目指すため、話し合いの結果に基づき、集落内の農業経営体の6名を「4本地区における中心経営体」に位置付ける。

○今後、新たに農地を貸し出したいと希望する経営体を把握するため、集落内における情報共有をこれまで以上に密にし、定期的に話し合いを行う体制をつくる。

○水路等の維持管理について、多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むことで維持費を確保する。また、管理体制については、現役の農家だけでなく、非農家、そしてリタイアした農家も経験・知識を活かしたサポートをし、集落一体となって管理していく。

【中心経営体(集落農業の担い手)の役割】

- ①地域農業の継続発展のために必要となる機械・設備等の計画的な更新
- ②農業法人にあつては、地区内就農希望者の雇用機会創設及び育成
- ③園芸作物に取り組む中心経営体については、引き続き高収益作物に取り組むことにより経営を維持し、集落における園芸文化の維持・発展につなげる

【農地出し手(委託農家)の役割】

- ①経験・知識を活かした、中心経営体への作業補助等の労力提供
- ②地区内に新規で就農を希望する者がいれば、営農指導や農業の魅力を伝えるなどにより、次世代後継者の育成をする。

4 本地区における中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法		水稻	16.19 ha	水稻	17.5 ha	束原
認農		水稻	3.78 ha	水稻	5.13 ha	束原
認農		水稻	14.89 ha	水稻	16.2 ha	束原
		花卉	0.66 ha	花卉	0.66 ha	束原
		水稻、果樹、野菜	2.26 ha	水稻、果樹、野菜	2.26 ha	束原
		水稻	3.63 ha	水稻	3.63 ha	束原
計	6人		41.41 ha		45.5 ha	